

かかりつけ医・かかりつけ薬局の推進による服薬の適正化事業

(節薬バッグ事業) 質疑応答

区 分	質 問	回 答
残薬の定義 関連	<p>① 1T 朝食後 15錠残 ② 1T 朝食後 20錠残 ③ 1T 寝る前 0錠残</p> <p>この場合③を基準とするのか、①を基準として②の残薬を5Tとするのか？服用時点毎になっているが、上記のように同じ服用時点でも残が違う場合は別に取り扱って良いのでしょうか？</p>	<p>③を基準とし、残薬を計算して下さい。</p> <p>マニュアル P2 1 定期処方 全ての服用時点がそろ日数以降の薬剤が残薬となります。(今回の事業においてデータを計算する上で、便宜上このように定義しています。)</p>
服薬状況報告書 関連	<p>服薬状況報告書の医薬品名は処方箋とおりに記入するのか？後発品に変更した場合実際に調剤した医薬品名で記入するのでしょうか？一般名処方の場合は調剤した医薬品名で良いのでしょうか？</p>	<p>服薬状況報告書は、医療機関と保険薬局間における服薬情報等提供料に係る文書です。従って、記載する医薬品名は、該当する医療機関の医師の方との調整で、服薬状況に関し疑義なく情報提供できるものであれば、処方せんとおりでも、変更後の医薬品名でも併記でも結構です。なお、医療機関との調整でアレンジも可能ですので、元の書式を薬剤師会ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてお使いください。</p>